



静労発基 1216 第 1 号
令和 4 年 12 月 16 日

静岡地方労働審議会
会長 大石 人士 殿

静岡労働局長
石丸 哲



静岡県車両電気配線装置製造業に係る最低工賃の
改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、静岡県車両電
気配線装置製造業最低工賃（平成 26 年静岡労働局最低工賃公示第 1
号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。